

令和元年6月18日現在

機関番号：12601

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13312

研究課題名（和文）20世紀法史における旧東ドイツ法

研究課題名（英文）Law in the GDR in the Legal History of the 20th century

研究代表者

西川 洋一（Nishikawa, Yoichi）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：00114596

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：旧東ドイツの法体制について、とりわけ司法権に関する基本的な考え方と司法の現実及びその発展についての実証研究を行なった。1948年頃までは様々な方向への発展の可能性が（ドイツ共産党/社会主義統一党内部でも）存在していたが、社会主義統一党の権力掌握に伴い、民主集中制の原理にもとづく一元的な司法権が形成され、もっぱら司法省、検察庁、最高裁が主導し、個々の裁判所内でも所長が強い影響力を行使する特異な「民主主義的」司法が形成された。しかしその後も、司法部/法学界内部では様々な矛盾が存在し、また、党の主張に反して一般市民の司法への関心も決して高くはなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

旧東ドイツの法制、特に司法権は、決して消滅した国の失敗した試みとして無視されるべきではない。それは（少なくともヨーロッパにおいて）古い伝統を有する「法的なるもの」の社会における意義とその成立条件、裁判官の独立と司法判断の統一性の確保、法や司法における民主的正統性の確保と、法の専門性や裁判官の身分的独立との間の関係といった、現在においても解決されていない多くの問題について、興味深い検討材料を与えてくれるものなのである。

研究成果の概要（英文）：I have performed an inquiry into the legal system, especially the basic views on the judiciary and the real development of the judicial system of the early GDR. Although there were many possibilities (also in the KPD and the SED) for the development of the judicial system until 1948, a centrally controlled unified judicial system was created by the state-party SED, which acquired despotic power. The so-called “democratic” judiciary under the strong control of the Ministry of Justice, Supreme Court and the Supreme Prosecutor’s Office was created. Also within the court, the director had many routes to influence the individual decisions of the judges. However, there remained various frictions with the official policy within the judiciary and among legal scholars and the interest of the public towards the judiciary remained low.

研究分野：西洋法制史

キーワード：ドイツ法制史 司法権 東ドイツ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

旧東ドイツの法史については、1990年の東西ドイツ再統一に伴う旧東ドイツの公文書の公開によってはじめて実証的な研究が可能になったにもかかわらず、わが国では全く手がつけられていなかった。この状態を克服することが必要であると考えられた。そのために、まず、これまで（少なくとも日本の法制史学では）利用の経験が少なかったこれらの資料の存在状況を把握し、またその成立事情を検討することで、各文書の史料価値を評価し、それぞれからいかなる情報を引き出しうるか、あるいは引き出しえないかを確定することに努め、今後の研究の史料土台を確固としたものとする必要があるとされた。

2. 研究の目的

消滅した国家であるドイツ民主共和国（旧東ドイツ）の法発展を、20世紀世界における法の変動の（失敗したもの）一つの特徴的事例として位置づけ、そこにおいて、「社会的なもの」を司法的手段によっていかに実現することが試みられたのかを具体的に分析するとともに、その過程の歴史的意味を明らかにすることが、この研究の基本的な目的である。ソヴィエト占領軍の圧力のもとでソヴィエト型社会主義国へと発展した旧東ドイツにおいては、民主集中制、権力の一元性（権力分立の否定）の原則に基づき、司法権の制度的独立は正面から否定され、また個別判断においても、（憲法上は裁判官の独立の原則が規定されていたにもかかわらず）様々なルートを通じた政治的マニピュレーションによって、裁判における判断の（支配政党の意に沿った方向での）統一性を確保することに多大の努力が払われた。また、「司法の民主化」という目的のもとに、裁判官の選挙制を導入するとともに、それまで司法部に職を得ることがきわめて少なかった労働者・農民階層出身者を積極的に裁判官・検察官に登用し、また裁判官の人事に対して支配政党である SED が不断に影響力を行使した。また大学教育にも大きな改変が加えられた。また、従来よりも広範囲に、司法活動に素人を参加させる方策（通常の民刑事裁判における参審裁判の範囲の拡大及びいわゆる「社会的裁判権」）が取られた。

旧東ドイツ当局は、自らの司法制度を資本主義国、とりわけ西ドイツのそれと区別するために、これらの政策を資本主義国の司法よりも優れた特徴として高く称揚し、逆に西ドイツの側からは、旧東ドイツの司法体制は西欧近代法の基本原則を否定するものとして批判された。しかし旧東ドイツの内部では、（公然と表明されることはなかったとはいえ）古くからの法的な諸原則の価値を再評価しようとする隠された努力が繰り返し見られた一方で、ソヴィエト型社会主義が崩壊した現在においても、司法判断の統一性と裁判官の独立性との間の関係の問題、あるいは司法、より広く法における専門性と市民に対する近さとの間の関係にかかわる諸問題については、一義的な解答が見出されていない。その意味において、第一に、一見一枚岩のように見られる旧東ドイツの司法体制の発展を歴史的に細かく検討して、その中に存在した様々な矛盾を明らかにすること、第二に、旧東ドイツの法体制と法学の営為を、単にもはや価値のない失敗した実験としてみなすのではなく、見方を変えれば現在のわれわれにとっても多くの考えるべき問題を提起し続けているものとして、比較の視座から分析することが必要なのである。

3. 研究の方法

ドイツの文書館に収蔵されている膨大な量の旧東ドイツ国家機関、SED、その支配下にある諸大衆組織のもろもろの公文書、主要な法律雑誌である Neue Justiz および Staat und Recht、更には党機関紙である Neues Deutschland の記事を中心とする法学的な文献（旧東ドイツにおいてはモノグラフィーは極度に少なかった）、1990年以降数多く刊行されたメモワールやインタビューの記録を主たる素材として、それぞれの史料価値を慎重に吟味しながら、司法権（狭義の裁判所のほか、旧東ドイツでは行政機関として位置づけられていた「国家契約裁判所」を含む）が社会と経済において果たしていた役割を分析した。

4. 研究成果

旧東ドイツの実質上の独裁政党であった SED 内部で実権を独占することになる、ウルブリヒトを中心とするドイツ共産党のモスクワ亡命グループには法律家が少なかったため、彼らは当初、終戦後のドイツにおける法や司法に関する具体的な構想を持ってはいなかった。しかしすべての枢要な社会的・国家的セクターにおいて人事政策を掌握することが決定的重要性を有することだけは明確に意識していた。それゆえ彼らは、司法部についても、狭義の「非ナチ化」とどまらず、司法部の人員を完全に入れ替えて自己の政策実現のための道具とすることを早くから目指したのである。もっとも、終戦直後の時期は、依然として市民的政党の影響力を無視できなかったため、司法部・司法行政の完全な掌握には至らず、また共産党内部においてすら、法体制・司法体制の発展方向について多様な構想が存在していた。さらに社会民主党内部の法律家たちの少なくとも一部には、市民的法治的な方向に対するシンパシーが共有されていた。

しかし SED の結成を通じて社会民主党の影響力を排除し、また 1948 年頃に司法行政部の人的刷新に成功して重要な幹部ポストを SED で独占して以後は、「司法の民主化」の名目のもとで司法行政を SED の支配下に収めることに成功した。さらに大学外の特別の教育機関で教育した司法官（いわゆる「人民裁判官」、「人民検察官」）を司法機関の主軸に据えたのち、1951 年以降、すべての職業裁判官の選挙制を実現することで裁判官の自由な任免を可能とした。また 1951

年からいわゆる「第二次大学教育改革」により大学教育への政治的介入を強めて、大学における法曹養成においてもマルクス・レーニン主義的な教育の比重を高めるとともに、専門法学教育の内容の統一化を進めることで、自由な教育の余地をなくした。それでも、旧共産党が支配する社会主義統一党（以後 SED）の地方党組織には司法権に対する十分な理解が不足していたため、人民裁判官教育課程に派遣される学生の選抜には問題が多く残り、また大学の法学教師や大学で教育を受けた学生のみならず、人民裁判官についても、その内面からの帰依を完全に確保することは容易ではなかった。

それゆえ、表面的には司法部を完全に掌握したように見えても、ひとたび 1953 年 6 月の人民蜂起や 1956 年のソヴィエト共産党第 20 回党大会でのフルシチョフによるスターリン批判等の体制にとって危機的な状況が生ずると、党の方針からの逸脱が裁判官や党と関係の深い法学者達においても見られたのである。とくに注目されるのは、SED の直轄下で法学研究と教育における中心的位置を占め、大学法学部における研究教育を監督する立場にあった「ドイツ国家学・法学アカデミー『ヴァルター・ウルブリヒト』」の内部においても、1956 年には、西側の法学との交流の強化やユーゴスラビアの改革政策の研究のみならず、実質的に行政裁判所を復活させるような具体的立法構想が進められていたことである。

しかし SED 指導部は、そのような危機を、その都度強権的な手段を用いて克服しながら、司法に対する外面的なコントロールの密度と精緻さを徐々に強め、党中央委員会内部の高等教育や法制を担当する諸部署、司法省、最高裁判所、そして国家保安省による、法学部の入学者選抜と法学教育に始まり、裁判機関の末端にまでいたり、また個別の係属事件や裁判官の私生活にまで及ぶ包括的な司法権のコントロールのメカニズムを完成させていく。最終的には、1961 年 8 月のベルリンの壁の建設により、西ドイツへの移動の道がほとんど閉ざされたことによって、司法部や学界における公然たる反抗の余地は消滅する。その結果、司法部と法学は、旧東ドイツの様々な公的セクターの中で、おそらく治安組織に次いで、体制に対して最も従順なセクターとなったと考えられる。しかしこのことは逆に、裁判官や法学者の間で、党のその時々の方針に外面的に服従しさえすればよいとする風潮をも生み出した。SED にとっては、裁判官の内面まで把握することは最後まで困難であった。また、法学界でも、マルクス・レーニン主義法学の第一世代（1926～7 年頃に生まれた者が多い）は、いまだに市民的法学者による教育を受けた者たちであり、彼らがベルリンの壁の崩壊まで法学界で指導的な地位にとどまっていたため、ドイツの伝統的な法治国家思想の影響を払拭することはできず、それゆえ法の政治からの自立を否定しようとする党の方針に対する消極的反抗の動きが繰り返し見られたが、これらを担当した者たちの多くが著名な党員であったのみならず、（程度の差はあるが）西側でも高く評価されていた者が多かったために、SED としては彼らにあまり厳しい処分を課すことができなかった。このような消極的反抗を示す学者は、少なくとも学生に対する影響力を遮断するためにしばしば社会科学アカデミーに配転されたが、このように党に反抗的な者が、重い懲戒を受けず、むしろ実質的にはより自由な研究を進めることができる環境に配置されたことは、忠実な党員である裁判官や法学者にとって本来許されべきことではなく、このことがさらに法学界と司法部の内的なモラルと党への忠誠を引き下げることになる。

また、裁判官の選挙においても、大衆の動員は容易ではなく、党の強力なプロパガンダにもかかわらず投票率も極めて低かったことから、国民の関心は決して高くはなかったと思われる。「司法の民主化」の重要な領域であった大衆の裁判への参加の重要な要素であった参審員に対しては、1950 年ころから強力な集団的政治教育がなされ、それを通じて、彼らを法政策・司法政策の大衆プロパガンダの道具として利用することが試みられたが、参審員が活動的な党員である場合には、法廷内・法廷外の活動にともすれば行き過ぎが見られ、司法省がブレーキをかけることを余儀なくされたケースもすくなくなかった。他方で、多数派であった通常の参審員のなかには、とくに複雑で技術的な論点が多い民事裁判を理解する能力も持ち合わせない者が多かったために、終始受動的な態度を脱することができず、法廷においてとりわけ積極的に発言することもなかった。また参審員選出の最も重要な母体である事業所は、司法部に関しては無関心なことが多かったため、従業員が参審員として活動することには（労働力を奪われるために）消極的であり、特に優秀な労働者を参審員に推薦することをきらった。この結果、1960 年代以降の参審員の教育においても政治色は薄れ、裁判所長は、その帰趨に党が関心を有している裁判（政治裁判や党組織の幹部が当事者となっている裁判等）の際には、事前に決定されていた事件配分表の定める参審員に替えて、信頼できる者に担当させるようにした。

このような一般大衆や事業所の司法に対する無関心という状況が生まれた原因は、基本的に民主集中制と権力の一体性という憲法原則のもとでは司法権の独自性が否定されるために、社会システムにおける司法の重要性がきわめて低かったことにあると考えられる。しかしこのような法の位置づけに対しては、単に東ドイツ初期の時代には残っていたいわゆる「市民的」法律家のみならず、旧東ドイツにおいてマルクス主義法学の樹立に貢献した中心的法学者の中にも疑問を提起する声が繰り返し発せられ、市民の権利を守るための自立した法的メカニズムの構築が（SED の公定理論に反しない表現をもって）構想された。上に言及した行政裁判もその例であるが、旧東ドイツでは、私的所有権、私的企業の存在自体は承認されており、また民法典を始めとする基本法典の多くは 1933 年以前のものがかなりの期間妥当し続けたので、法主体の間の関係を律するために契約関係を重視しようとする考え方が何人かの学者によって粘り強く主張され続けた。特に興味深いのは、「壁」の建設後の相対的安定とソヴィエト共産党からの

一定の自立を獲得しようとする努力の中で、ウルブリヒトが進めた経済改革(「新経済システム」)において、本来計画経済の客体に過ぎなかった社会主義的企業の自立性を高め、その法的反映として、社会主義的企業間の関係において私法的契約の要素を強化しようとする動きであった。この種の法関係に関する紛争を解決すべきものとされた「国家契約裁判所」は、司法部ではなく行政の一部として位置づけられていたため、常に司法行政の厳しい監督下にあった司法部に比べて、却って自由な実験ができる側面があり、1960年代には、「経済法」と呼ばれたこの領域で多様な新たな試みがなされた。しかし、国際情勢の悪化(チェコスロヴァキアの改革と弾圧)そして最終的にはウルブリヒトの失脚によって、この試みも頓挫せざるを得なかったのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

西川洋一、「幸せな奴隷」- 一裁判官の生きたドイツ民主共和国司法体制。酒巻他編『井上正仁先生古稀記念論文集』(有斐閣)、査読なし、2019年2月、pp. 789-814

西川洋一、ウルブリヒト期ドイツ民主共和国における行政の裁判的統制に関する一議論、国家学会雑誌、査読なし、131巻11・12号、2018年、pp. 1-92.

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：なし

ローマ字氏名：none

所属研究機関名：

部局名：

職名：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：なし

ローマ字氏名：none

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。